

医療用機器等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (措法45の2①、68の29①)

		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
特別 償却 の 種 類	1	45条の2第1項第()号 68条の29第1項第()号	45条の2第1項第()号 68条の29第1項第()号	45条の2第1項第()号 68条の29第1項第()号		
事 業 の 種 類	2					
(機械・装置の耐用年数表の番号) 医療用機器等の種類等	3	()	()	()		
医療用機器等の名称	4					
設置した病院等の名称	5					
取 得 等 年 月 日	6	平 · ·	平 · ·	平 · ·		
事業の用に供した年月日	7	平 · ·	平 · ·	平 · ·		
購 入 先	8					
取 得 價 値 額	9	円	円	円		
特 别 償 却 率	10	$\frac{14\text{又は}20}{100}$	$\frac{14\text{又は}20}{100}$	$\frac{14\text{又は}20}{100}$		
特 別 儞 却 限 度 額 (9) × (10)	11	円	円	円		
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金		
適用要件等 (措法45の2①一) (措法68の29①一) 医療用機器に該当する旨の事項	13					
等 (措法45の2①二) (措法68の29①二) 医療安全に資する機器に該当する旨の事項	14					

特別償却の付表（十七）の記載の仕方

1 この付表（十七）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第45条の2第1項《医療用機器等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の29第1項《医療用機器等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金を積み立てる場合を含みます。）に、医療用機器等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した医療用機器等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、措置法第45条の2第1項又は第68条の29第1項の各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、適用する号のいずれかを記載してください。

3 「事業の種類2」には、医療用機器等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「医療用機器等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、医療用機器等の種類、細目等を記載します。また、その医療用機器等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二（平成20年4月1日前に開始した事業年度（又は連結事業年度）については、平成20年改正前の耐用年数省令別表第二）の該当の番号を記載してください。

5 「医療用機器等の名称4」には、例えば「人工呼吸器」、「調剤誤認防止装置」、「特殊寝台」等のように医療用機

器等の名称を記載します。

6 「取得価額9」には、医療用機器等の取得価額を記載します。

ただし、その医療用機器等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、措置法第45条の2第1項第1号又は第68条の29第1項第1号の医療用機器については、1台又は1基の取得価額が500万円未満のものは、この制度の適用はありませんので注意してください。

7 「特別償却率10」の分子は、次の区分に応じそれぞれ次の特別償却率を○で囲みます。

(1) 措置法第45条の2第1項第1号又は第68条の29第1

項第1号の医療用機器 … 「14」

(2) 措置法第45条の2第1項第2号又は第68条の29第1
項第2号の医療安全に資する機器 … 「20」

8 「償却・準備金方式の区分12」は、その医療用機器等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「医療用機器に該当する旨の事項13」には、その資産が医療用機器に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。

(2) 「医療安全に資する機器に該当する旨の事項14」には、その資産が租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第20条の17第1項各号に掲げる資産であり、かつ、厚生労働大臣の定める基準を満たすことのあること、又は措置法規則第20条の17第2項各号に掲げる資産であることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。